

令和8年度 水質検査計画



水質試験所

岡山市水道局

目次

1	基本方針	1
2	水道事業の概要	1
	（1）給水状況	1
	（2）浄水施設の概要及び受水状況	2
3	水道の原水及び水道水の状況	2
	（1）水道の原水の状況及び水質管理上の留意点	2
	（2）水道水の状況	3
4	定期的な水質検査の項目、採水地点及び頻度	3
	（1）毎日検査	3
	（2）水質基準項目	4
	（3）水質管理目標設定項目	4
	（4）その他の水質検査（試験）	4
5	臨時の水質検査	4
6	水質検査の方法	5
7	水質検査計画及び検査結果の公表の方法	5
8	水質検査の精度と信頼性の確保	6
	（1）水質検査の精度	6
	（2）信頼性の確保	6
9	関係者との連携	6
別添 1	検査地点概要図	7
別添 2	給水栓における水質検査結果	8
別添 3	水質基準項目の年間検査回数	9
別添 4	水質管理目標設定項目およびその他の項目の年間検査回数	10

水質検査計画について

お客様が、安全な水を安心して使用し、また飲んでいただけるよう水道水が備えなければならない要件として水質基準が定められています。この水質基準を満たしているかどうかを確認するための水質検査は定期的実施しなければなりません。

岡山市水道局では、水質検査の適正化を図るとともにその透明性を確保するために、検査地点、検査項目、検査頻度等を定めた「令和8年度水質検査計画」を策定し、ホームページで公表します。

1 基本方針

検査地点 : 浄水場などの系統を代表する給水栓、浄水池及び原水とします。

検査項目 : 水道法で検査が義務づけられている水質基準項目及び水質管理上必要と判断した項目について行います。

検査頻度 : 水源の状況及び過去3年間の検査結果を考慮して定めます。

2 水道事業の概要

(1) 給水状況

表1 岡山市水道局の給水状況（令和6年度）

事業体の名称	岡山市水道局
給水区域	岡山市全域 (但し、建部・瀬戸地区の一部を除く) 750.24 km ²
給水人口（令和6年度末現在）	692,403 人
1日最大給水量	247,590 m ³ （2月7日）
1日平均給水量	233,333 m ³
普及率	99.9 %

(2) 浄水施設の概要及び受水状況

岡山市水道局の水道水は、井戸水、旭川の表流水及び伏流水を水源としています。また、吉井川の表流水を水源とする岡山県広域水道企業団（以下「広域企業団」とする）と高梁川の表流水及び伏流水を水源とする岡山県南部水道企業団（以下「南部企業団」とする）から受水しています。広域企業団から受水した水道水は市の東部地域へ、南部企業団から受水した水道水は市の南部一部地域へ配水されています。

表2 浄水施設の概要

浄水場名	施設能力 (m ³ /日)	原水の種類	浄水処理方法
旭川水系			
三野浄水場 北区三野一丁目 2-1	186,000	表流水	粉末活性炭、急速ろ過、塩素消毒
		地下水（浅井戸、伏流水）	紫外線照射、塩素消毒 塩素消毒
旭東浄水場 中区今在家 462-4	52,000	表流水	粉末活性炭（試験導入中）、急速ろ過、塩素消毒
		地下水（浅井戸）	塩素消毒
山浦浄水場 中区祇園 824-1	20,000	地下水（浅井戸）	塩素消毒
牟佐浄水場 北区牟佐 1513	5,000	地下水（伏流水）	紫外線照射、塩素消毒
矢原浄水場 北区御津矢原 580	5,800	地下水（浅井戸）	紫外線照射、塩素消毒
宇垣浄水場 北区御津宇垣 642-25	1,000	地下水（浅井戸）	塩素消毒
川口浄水場 北区建部町川口 209	4,100	表流水	粉末活性炭、急速ろ過、塩素消毒
受水系			
岡山浄水場 （広域企業団） 東区寺山 650	受水量 43,700	表流水	粉末活性炭（試験導入中）、急速ろ過、塩素消毒 酸処理、アルカリ処理
西阿知浄水場 （南部企業団） 倉敷市西阿知 247-1	受水量 4,400	表流水	粒状活性炭、急速ろ過、塩素消毒 緩速ろ過、塩素消毒
		地下水（浅井戸、伏流水）	塩素消毒

3 水道の原水及び水道水の状況

(1) 水道の原水の状況及び水質管理上の留意点

表3に各浄水場の原水の状況と水質管理上の留意点を示します。

表3 原水の状況及び水質管理上の留意点

浄水場名	原水の種類	原水の状況	水質管理上の留意点	「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」から判断したリスクレベル
旭川水系				
三野浄水場	表流水	降雨後の濁度上昇 かび臭物質産生生物の発生	高濁度、臭気（かび臭） 消毒副生成物 指標菌	レベル4
	地下水（伏流水）	降雨後の濁度及び大腸菌検出		レベル3
	地下水（浅井戸）			レベル2
旭東浄水場	表流水	降雨後の濁度上昇 かび臭物質産生生物の発生	高濁度、臭気（かび臭） 消毒副生成物 指標菌	レベル4
	地下水（浅井戸）			レベル2
山浦浄水場	地下水（浅井戸）		指標菌	レベル2
牟佐浄水場	地下水（伏流水）	降雨後の濁度及び大腸菌検出	高濁度、指標菌	レベル3
矢原浄水場	地下水（浅井戸）		指標菌	レベル3
宇垣浄水場	地下水（浅井戸）		指標菌、PFOS 及び PFOA	レベル2
川口浄水場	表流水	降雨後の濁度上昇 かび臭物質産生生物の発生	高濁度、臭気（かび臭） 消毒副生成物 指標菌	レベル4
受水系				
岡山浄水場 （広域企業団）	表流水	降雨後の濁度上昇 かび臭物質産生生物の発生 夏季の pH 値上昇	高濁度、臭気（かび臭） 消毒副生成物、指標菌、 pH	レベル4
西阿知浄水場 （南部企業団）	表流水	降雨後の濁度上昇 かび臭物質産生生物の発生	高濁度、臭気（かび臭） 消毒副生成物 指標菌	レベル4
	地下水（浅井戸、伏流水）			レベル2

指標菌：「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」で示されている「指標菌」（大腸菌及び嫌気性芽胞菌）

（2）水道水の状況

水道水の水質検査結果は、全ての水質基準を満足しています。

4 定期的な水質検査の項目、採水地点及び頻度

法令で検査が義務づけられている毎日検査項目、水質基準項目に加え、水質管理上必要と判断した項目について検査を行います。検査地点の概要図については、別添1をご覧ください。

（1）毎日検査

各浄水場の配水系統を考慮して、色及び濁り並びに残留塩素の検査を市内21地点の給水栓で1日1回行うほか、市内10地点の水質監視局で常時監視します。

(2) 水質基準項目

水源の状況把握と浄水処理後の水質を確認するため、各浄水場の原水11地点と浄水池7^{※1}地点で定期的に検査を行います(処理工程検査^{※2})。

処理工程検査とは別に、各浄水場の浄水池7地点、広域企業団からの受水地点である富崎^{※3}ならびに各浄水場の配水系統を考慮して市内20地点の給水栓(南部企業団受水である西七区^{※3}を含む)で定期的に検査を行います(浄水検査)。

水道法に基づく水質検査は、給水栓で採水することが原則とされており、さらに検査頻度が定められています。検査項目によっては、条件を満たせば、給水栓の代わりに送水施設の出口、送水施設または配水施設のいずれかを検査場所に選定することができます。また、過去の検査結果により検査回数を減じることや省略することも認められています。

令和4年度から令和6年度までの給水栓の水質検査結果(別添2)と水源の状況から判断して、別添3に示した頻度で検査を行います。

(3) 水質管理目標設定項目

水質基準項目の検査地点において、水質基準項目に準じ、別添4に示した頻度で検査を行います。

(4) その他の水質検査(試験)

指標菌及びクリプトスポリジウム等の検査を「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」における汚染のおそれの判断に基づいて、別添4に示した頻度で行います。

また、浄水場の維持管理及び水質管理上必要な項目(アンモニア態窒素、生物等)について、各浄水場の原水を定期的に検査(試験)します。水源の監視を含め、窒素、リン等の生活環境に密接した項目及び放射能の検査や上流のダム湖調査を定期的に行います。

5 臨時の水質検査

水道水が水質基準に適合しないおそれがある次のような場合において、臨時の水質検査を行います。

- 水源の水質が著しく悪化したとき
- 水源に異常があったとき
- 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- 処理工程に異常があったとき
- 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- その他特に必要があると認められたとき

※1 宇垣浄水場については、浄水池の代替として同一系統の加圧ポンプ場で採水を行います。

※2 広域企業団の岡山浄水場と南部企業団の西阿知浄水場の処理工程検査は、それぞれの企業団が原水並びに浄水池の検査を行っているため、岡山市水道局では検査を行いません。

※3 富崎及び西七区は、浄水池と同等の検査を行います。

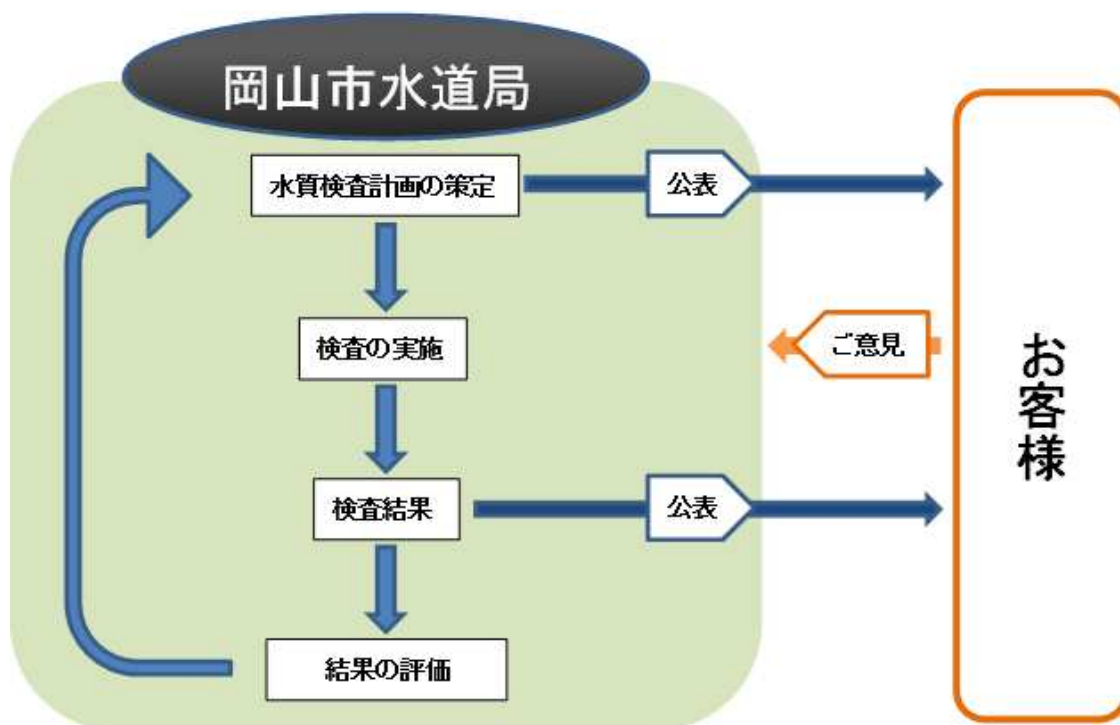
6 水質検査の方法

水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査は、岡山市水道局の水質試験所にて、国が定めた検査方法^{※1}で行います。また、その他の項目の検査は、上水試験方法^{※2}等により行います。

7 水質検査計画及び検査結果の公表の方法

水質検査計画は、過年度の各検査項目の検査結果を水質基準等と比較した際の検出状況及びお客様からのご意見・ご要望をもとに、毎事業年度の開始前に見直し・策定を行い、岡山市水道局のホームページで公表します。

水質検査結果については、検査結果をまとめた「水質試験年報」を年度ごとに作成し、岡山市水道局のホームページで公表します。加えて、浄水池及び給水栓の水質検査結果については毎月集計し、ホームページで公表します。



※1 水質基準項目は「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成15年厚生労働省告示第261号）」、水質管理目標設定項目は「水質管理目標設定項目の検査方法（平成15年10月10日付け厚生労働省健康局水道課長通知 健水発第1010001号別添4）」に従い検査を行います。

※2 日本水道協会が発行しています。

8 水質検査の精度と信頼性の確保

検査は、微生物から化学物質まで多種多様にわたっており、極微量なレベルまで測定しなければなりません。

水質検査結果の信頼性を確保するために、正確かつ精度の高い検査を行う体制を整え、平成20年2月26日、水道水質検査優良試験所規範^{※1}（以下：水道GLP（Good Laboratory Practice））の認定を取得し、4年毎に更新をしています。

（1）水質検査の精度

原則として、水質基準項目の基準値の1/10以下の値、水質管理目標設定項目の目標値の1/10以下の値を求めることができる方法で測定し、変動係数^{※2}が無機物では10%以下、有機物では20%以下のところで定量下限値を定めます。定期的な水質検査の結果書には、基本的に定量下限値までの値を記載します。

（2）信頼性の確保

水質検査結果の信頼性を確保するため、水道GLPに基づき品質管理システムを運用します。さらに、環境省が行う水道水質検査精度管理のための統一試料調査(外部精度管理)に参加するとともに、水道GLPに基づいた内部精度管理を実施し、より一層信頼される検査体制の確立を図っています。

また、水質検査の方法が適切であることを確認するために「水道水質検査方法の妥当性評価ガイドラインについて^{※3}」に基づき、検査方法の妥当性を確認しています。今後も検査方法の追加、見直し時にはその検査方法の妥当性を確認していきます。

9 関係者との連携

岡山県保健医療部生活衛生課水道班との関係を密にして、河川事故等の情報を速やかに収集していきます。また、岡山三川水質汚濁防止連絡協議会（事務局 国土交通省岡山河川事務所）、日本水道協会岡山県支部（事務局 岡山市水道局）等を通じて河川流域の水質情報を収集するとともに、流域自治体との連携を深め、河川状況の把握に努めます。

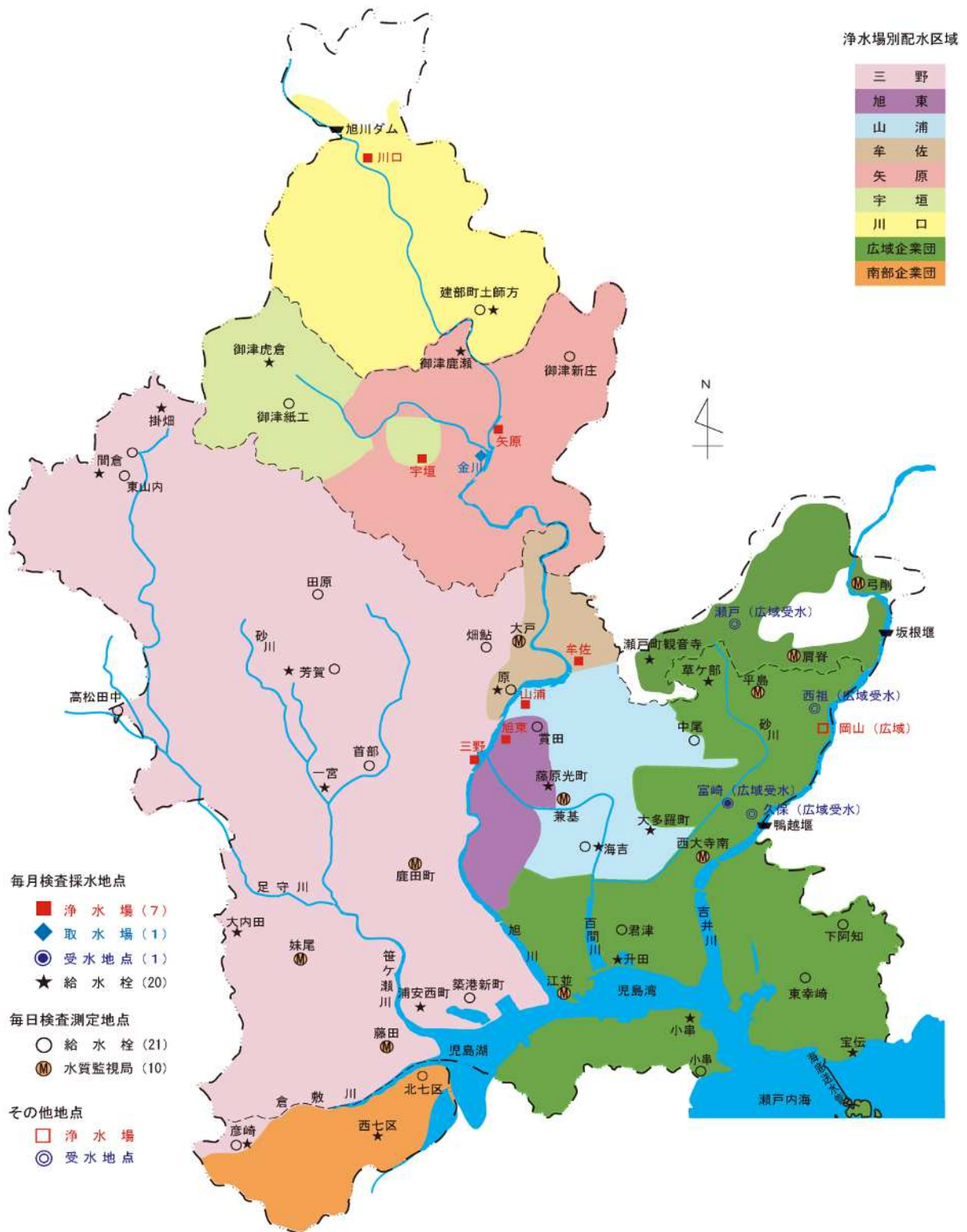
平成22年1月、倉敷市水道局及び広域企業団とそれぞれが所有する水質検査機器、器具、検査試薬等を相互利用する「水質検査機器の相互利用に関する協定」を締結しました。これにより、不測の機器故障への対応、緊急を要する検査等が可能となり、より安定的な水質検査体制を確立し、お客様のさらなる安心と安全を確保しています。

※1 認定機関（日本水道協会）が各検査機関の信頼性や制度について客観的に評価することにより、検査の信頼性を確保する規格です。規範に適合した検査機関に認定が与えられ、また一定の期間で認定機関による審査があり規範に適合しない場合は認定が取り消されます。

※2 同じ試料を繰り返し測定したときの標準偏差と平均値の比で求めます（標準偏差／平均値×100（％））。この値が小さいほどバラツキが少なく精度が高いことを示しています。

※3 平成24年9月6日付け厚生労働省健康局水道課長通知 健水発第0906第2号

別添 1 検査地点概要図（令和 8 年度）



別添2 給水栓における水質検査結果 (令和4年度～令和6年度)

項目名	基準値	区分	最高値	最高値と基準値との比較				法令に基づく検査頻度※1
				1/10以下	1/5以下	1/2以下	1/2超過	
1 一般細菌	100 個/mL	病原生物の指標	1	○				1箇月に1回
2 大腸菌	検出されないこと		不検出					
3 カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L	重金属	0.0003 未満	○				3箇月に1回 ※2 ※4
4 水銀及びその化合物	0.0005 mg/L		0.00005 未満	○				
5 セレン及びその化合物	0.01 mg/L		0.001 未満	○				
6 鉛及びその化合物	0.01 mg/L		0.005			○		
7 ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L		0.001	○				
8 六価クロム化合物	0.02 mg/L		0.001 未満	○				
9 亜硝酸態窒素	0.04 mg/L		0.004 未満	○				
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L	無機物質	0.001 未満	○				3箇月に1回
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L		1.78		○			
12 フッ素及びその化合物	0.8 mg/L		0.18			○		
13 ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L		0.01	○				
14 四塩化炭素	0.002 mg/L		0.0002 未満	○				
15 1,4-ジオキサン	0.05 mg/L		0.001 未満	○				
16 シス-1,2-ジクロロエチレン 及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L		0.0002 未満	○				
17 ジクロロメタン	0.02 mg/L	一般有機化学物質	0.001 未満	○				3箇月に1回 ※2
18 テトラクロロエチレン	0.01 mg/L		0.001 未満	○				
19 トリクロロエチレン	0.01 mg/L		0.001 未満	○				
20 ベルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸) (PFOS) 及び ベルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005 mg/L		0.000029				○	
21 ベンゼン	0.01 mg/L		0.0005 未満	○				
22 塩素酸	0.6 mg/L		0.35				○	
23 クロロ酢酸	0.02 mg/L		0.002 未満	○				
24 クロロホルム	0.06 mg/L	0.032				○		
25 ジクロロ酢酸	0.03 mg/L	0.009			○			
26 ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L	0.009	○					
27 臭素酸	0.01 mg/L	消毒副生成物	0.001 未満	○				3箇月に1回
28 総トリハロメタン	0.1 mg/L		0.060				○	
29 トリクロロ酢酸	0.03 mg/L		0.015			○		
30 ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L		0.019				○	
31 ブロモホルム	0.09 mg/L		0.003	○				
32 ホルムアルデヒド	0.08 mg/L		0.005	○				
33 亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L		色	0.02	○			
34 アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L	0.07				○		
35 鉄及びその化合物	0.3 mg/L	0.09				○		
36 銅及びその化合物	1.0 mg/L	0.02		○				
37 ナトリウム及びその化合物	200 mg/L	味覚	11.4	○				
38 マンガン及びその化合物	0.05 mg/L	色	0.007		○			
39 塩化物イオン	200 mg/L	味覚	14.4	○				1箇月に1回
40 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L		64.5			○		
41 蒸発残留物	500 mg/L		108			○		
42 陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L	発泡	0.02 未満	○				3箇月に1回 ※2 ※4
43 ジェオスミン	0.00001 mg/L	におい	0.000002		○			
44 2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L		0.000001	○				1箇月に1回 ※3
45 非イオン界面活性剤	0.02 mg/L	発泡	0.005 未満			○		3箇月に1回 ※2 ※4
46 フェノール類	0.005 mg/L	におい	0.0005 未満	○				
47 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L	味覚	1.2			○		1箇月に1回
48 pH値	5.8以上 8.6以下	基礎的性状	8.6					
49 味	異常でないこと		異常なし					
50 臭気	異常でないこと		異常なし					
51 色度	5度		1.2			○		
52 濁度	2度		0.3			○		

※1 水道法施行規則第15条第1項第3号

※2 過去3年間における検査結果が水質基準値の1/5以下であるときは、検査回数を1年に1回とすることができます。

水質基準値の1/10以下の場合、3年に1回とすることができます。

※3 水源における当該事項を産生する藻類の発生が少なく、検査の必要がないことが明らかな期間を除いて1箇月に1回以上検査をする必要があります。

※4 給水栓で検査していない項目(水銀及びその化合物、陰イオン界面活性剤、非イオン界面活性剤、フェノール類)は、浄水池検査結果の最高値を採用しています。

別添3 水質基準項目の年間検査回数

項目名	年間の検査回数				備考	脚注番号
	処理工程検査		浄水検査			
	原水	浄水池	給水栓			
1 一般細菌	12	12	12	12		
2 大腸菌	12	12	12	12		
3 カドミウム及びその化合物	2	2	4	4		
4 水銀及びその化合物	2	2	2	0	下記以外	① ②
	—	—	4	—	三野浄水池	
	—	—	—	2	南部企業団系	
5 セレン及びその化合物	2	2	4	4		
6 鉛及びその化合物	2	2	4	4		
7 ヒ素及びその化合物	2	2	4	4		
8 六価クロム化合物	2	2	4	4		
9 亜硝酸態窒素	12	12	12	12		
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	4	4	4	4		
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	12	12	12	12		
12 フッ素及びその化合物	12	12	12	12		
13 ホウ素及びその化合物	2	2	4	4		
14 四塩化炭素	1	1	1	1		
15 1,4-ジオキサン	1	1	1	1		
16 シス-1,2-ジクロロエチレン 及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	1	1	1	1		
17 ジクロロメタン	1	1	1	1		
18 テトラクロロエチレン	1	1	1	1		
19 トリクロロエチレン	1	1	1	1		
20 ベルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（PFOS） 及び ベルフルオロオクタン酸（PFOA）	4	4	4	4	下記以外	
	12	12	4	12	宇垣浄水場系	
21 ベンゼン	1	1	1	1		
22 塩素酸	0	12	12	12		③
23 クロロ酢酸	0	0	4	4		③
24 クロロホルム	2	2	4	4		
25 ジクロロ酢酸	0	0	4	4		③
26 ジブロモクロロメタン	2	2	4	4		
27 臭素酸	0	0	4	4		③
28 総トリハロメタン	2	2	4	4		
29 トリクロロ酢酸	0	0	4	4		③
30 ブロモジクロロメタン	2	2	4	4		
31 ブロモホルム	2	2	4	4		
32 ホルムアルデヒド	0	0	4	4		③
33 亜鉛及びその化合物	2	2	4	4		
34 アルミニウム及びその化合物	2	2	4	4	下記以外	④
	2	12	4	4	表流水を原水に持つ浄水場系	
	—	—	12	4	広域企業団系	
	—	—	—	12	南部企業団系	
35 鉄及びその化合物	2	2	4	4		
36 銅及びその化合物	2	2	4	4		
37 ナトリウム及びその化合物	12	12	12	12		
38 マンガン及びその化合物	2	2	4	4		
39 塩化物イオン	12	12	12	12		
40 カルシウム、マグネシウム等（硬度）	12	12	12	12		
41 蒸発残留物	2	2	4	4		
42 陰イオン界面活性剤	2	2	2	0	下記以外	① ②
	—	—	4	—	三野浄水池	
	—	—	—	2	南部企業団系	
43 ジェオスミン	12	12	12	12	表流水と地下水の両方を原水に持つ浄水場系 （原水の上段は表流水、下段は地下水）	⑤
	1	—	—	—	表流水だけを原水に持つ浄水場系	
	12	12	12	12	表流水だけを原水に持つ浄水場系	
	1	1	1	1	地下水だけを原水に持つ浄水場系	
44 2-メチルイソボルネオール	12	—	—	—	表流水と地下水の両方を原水に持つ浄水場系 （原水の上段は表流水、下段は地下水）	⑤
	1	12	12	12	表流水だけを原水に持つ浄水場系	
	12	12	12	12	表流水だけを原水に持つ浄水場系	
	1	1	1	1	地下水だけを原水に持つ浄水場系	
45 非イオン界面活性剤	2	2	4	0	下記以外	①
	—	—	—	4	南部企業団系	
46 フェノール類	2	2	2	0	下記以外	① ②
	—	—	4	—	三野浄水池	
	—	—	—	2	南部企業団系	
47 有機物（全有機炭素（TOC）の量）	12	12	12	12		
48 pH 値	12	12	12	12		
49 味	0	12	12	12		⑥
50 臭気	12	12	12	12		
51 色度	12	12	12	12		
52 濁度	12	12	12	12		

※ 広域企業団と南部企業団の原水及び浄水池の検査は、各企業団が検査を行っているため、岡山市水道局では検査を行いません。

- ① 浄水池から給水栓に至るまでに、濃度が上昇しない項目については、給水栓の代わりに浄水池で検査を行います。ただし、南部企業団については、浄水池の検査を行っていないため、浄水場系統の給水栓で検査を行います。
- ② 過去3年間の給水栓での水質検査結果が水質基準値の1/5以下なので、検査回数を減じています。
- ③ 消毒副生成物であるため、原水の検査は行いません。
- ④ 表流水を原水に持つ浄水場では、ポリ塩化アルミニウムによる凝集処理を行っているため、監視を強化しています。
- ⑤ 地下水は、かび臭発生の可能性が低いため、かび臭が発生する可能性の高い夏季に年1回の検査を行います。
- ⑥ 原水の「味」の検査は行いません。

別添4 水質管理目標設定項目およびその他の項目の年間検査回数

水質管理目標設定項目

項目名	年間の検査回数				備考	脚注番号
	処理工程検査		浄水検査			
	原水	浄水池	給水栓			
1 アンチモン及びその化合物	2	2	4	4		
2 ウラン及びその化合物	2	2	4	4		
3 ニッケル及びその化合物	2	2	4	4		
4 (削除)					現在、欠番となっています。	
5 1,2-ジクロロエタン	1	1	1	1		
6 (削除)					現在、欠番となっています。	
7 (削除)					現在、欠番となっています。	
8 トルエン	1	1	1	1		
9 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	2	2	0	0	下記以外	①
	—	—	2	0	広域企業団系	
	—	—	—	2	南部企業団系	
10 亜塩素酸	0	0	0	0		②
11 (削除)					現在、欠番となっています。	
12 二酸化塩素	0	0	0	0		②
13 ジクロロアセトニトリル	0	0	4	4		
14 抱水クロラール	0	0	4	4		
15 農業類	5				表流水と地下水の両方を原水に持つ浄水場系 (原水の上段は表流水、下段は地下水)	① ③
	1	5	0	0		
	5	5	0	0	表流水だけを原水に持つ浄水場系	
	1	1	0	0	地下水だけを原水に持つ浄水場系	
	—	—	5	0	広域企業団系	
16 残留塩素	0	1 2	1 2	1 2	南部企業団系	
17 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	水質基準項目と同じ項目(基39)です。水質基準項目として定める検査回数(別添3)で行います。					
18 マンガン及びその化合物	水質基準項目と同じ項目(基37)です。水質基準項目として定める検査回数(別添3)で行います。					
19 遊離炭酸	2	2	2	2		
20 1,1,1-トリクロロエタン	1	1	1	1		
21 メチル-tert-ブチルエーテル	1	1	1	1		
22 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	0	0	0	0		④
23 臭気強度(TON)	1 2				原水の上段は表流水、下段は地下水です。	
	2	2	2	2		
24 蒸発残留物	水質基準項目と同じ項目(基40)です。水質基準項目として定める検査回数(別添3)で行います。					
25 濁度	水質基準項目と同じ項目(基51)です。水質基準項目として定める検査回数(別添3)で行います。					
26 pH値	水質基準項目と同じ項目(基47)です。水質基準項目として定める検査回数(別添3)で行います。					
27 腐食性(ランゲリア指数)	2	2	2	2		
28 従属栄養細菌	0				原水の上段は表流水、下段は地下水です。	
	2	2	4	4		
29 1,1-ジクロロエチレン	1	1	1	1		
30 アルミニウム及びその化合物	水質基準項目と同じ項目(基33)です。水質基準項目として定める検査回数(別添3)で行います。					
31 (削除)					現在、欠番となっています。	

その他の項目

項目名	年間の検査回数				備考	脚注番号	
	処理工程検査		浄水検査				
	原水	浄水池	給水栓				
クリプトスポリジウム等	1	1	0	0	下記以外	⑤ ⑥ ⑦ ⑧	
	1	0	0	0	地下水だけを原水に持つ浄水場		
	4	—	—	—	紫外線照射設備のないレベル3相当の地下水		
	—	—	1	0	広域企業団系		
指標菌(大腸菌及び嫌気性芽胞菌)	—	—	—	1	南部企業団系		
	1 2	0	0	0			
放射能(β線)	1				表流水と地下水の両方を原水に持つ浄水場系 (原水の上段は表流水、下段は地下水)	① ⑨	
	1/3年	1	0	0			
	1	1	0	0			表流水だけを原水に持つ浄水場系
	0	0	0	0			地下水だけを原水に持つ浄水場系
	—	—	1	0			広域企業団系
—	—	—	1	南部企業団系			

※ 広域企業団と南部企業団の原水及び浄水池の検査は、各企業団が検査を行っているため、岡山市水道局では検査を行いません。

① 処理工程検査による浄水池の検査を行っていないため、広域企業団系、南部企業団系については、浄水検査で対応を行います。

② 浄水処理に二酸化塩素を使用していないため、検査を行いません。

③ 農業散布時期(5月~9月)に行います。

④ 水質基準項目である「有機物(全有機炭素(TOC)の量)」との相関を把握しているため、検査を行いません。

⑤ 地下水だけを原水に持つ浄水場は、浄水処理が塩素消毒のみであるため、原水のみ検査を行います。

⑥ 紫外線照射設備のないレベル3の伏流水については、原水で年4回検査を行います。

⑦ 処理工程検査を行っていないため、広域企業団系、南部企業団系については、浄水検査で対応を行います。

⑧ 原水を対象とした項目であるため、浄水池と給水栓では検査を行いません。

⑨ 原水(地下水)、地下水だけを原水に持つ浄水場の浄水池については、3年に1回行います。令和8年度の検査は行わず、次回は令和10年度に行う予定です。